阿波市障がい者基幹相談支援センター運営業務（その２）委託 仕様書

1　業務名

阿波市障がい者基幹相談支援センター運営業務（その２）

2　業務目的

本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センター(以下「センター」という。)の運営業務内容について必要な事項を定める。

3　委託期間

令和９年２月１日から令和１１年３月３１日

4　開設日及び時間等

（１）　開設日及び時間は、原則として月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までは除く。）午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（２）　（１）の規定に関わらず、緊急の場合やその他やむを得ない理由のある場合は、開設時間以外の時間において対応ができる体制を確保すること。

（３）　年間を通して２４時間の対応がとれる体制を確保すること。

5　センターの設置場所

センターの設置場所は、阿波市内とする。

6　業務内容

（１）総合的・専門的な相談支援の実施

ア　障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

イ　困難事例への対応

（２）センター機能強化事業

ア　地域の相談支援体制の強化の取組

（ア）　地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援を行う。

・　サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証を行う。また、支援者が困難を感じているケース等に関し、阿波市自立支援協議会において事例検討会を実施する等スーパーバイズを行うこと。

・　事業所の訪問や相談支援事業者の業務への同行等による専門的な助言及び後方支援を行うこと。

・　相談支援専門員の資質向上に資する研修会の企画・運営等を行うこと。ただし、 研修会における講師への謝礼については、市と事前協議するこ

と。

（イ）　学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、子どもに関する支援機関等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組を実施すること。

イ　阿波市自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組

（ア）　地域における障がい者等への支援体制に関する課題（以下「地域課題という。）について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、地域における相談支援事業を始めとする地域の相談支援を推進するための基盤整備を図ることを目的に実施する阿波市自立支援協議会の事務局機能等を担うこと。

阿波市自立支援協議会の会議内容については、阿波市社会福祉課と相談して行うこと。

（イ）　地域の相談機関との連携強化の取り組み

（ウ）　他地域の支援機関等、障がい福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組を行うこと。

（３）地域移行・地域定着の促進の取組

ア　障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

イ　地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

（４）権利擁護・虐待の防止

ア　阿波市障がい者虐待防止センターの設置

障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「虐待防止法」という。）第32条に規定する障がい者虐待防止センターをセンターに併設すること。

イ　阿波市障がい者虐待防止センター業務

（ア）　障がい者虐待通報及び届出受理

・　虐待防止法に規定する障がい者虐待に係る通報又は障がい者等からの障がい者虐待を受けた旨の届出（以下「通報等」という。）を受け付けること。

・　通報等を受け付けた際には、本市が指定する帳票を作成し、速やかに本市に提出すること。

・　休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保し、夜間や休日等の市役所閉庁時に通報等を受け付けた際には、緊急度が高いと判断した場合には、本市の指定する方法で本市職員に連絡をすること。

・　通報等を受けた場合、当該通報等を受けた者若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報等をした者を特定されるものを漏らしてはならない。

（イ）　障がい者及び養護者に対する相談、指導及び助言

障がい者虐待の防止及び障がい者虐待を受けた障がい者等の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

（ウ）　障がい者虐待への対応

通報等のあった障がい者虐待（障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待を除く。）に関し、市と連携・協力し、事実確認・訪問調査、コアメンバー会議への参加、立入調査への同行、本市が指定する帳票の作成及び市への共有等を行うとともに、必要に応じて支援を実施すること。

（エ）　障がい者虐待防止及び養護者支援に関する広報その他の啓発活動

障がい者虐待防止及び養護者支援に関して、事業者向け研修会の実施、その他研修・啓発活動を行うこと。

ウ　成年後見制度に関する相談・普及啓発

7　職員配置等（阿波市障がい者虐待防止センター含む）

（1）　センターに専門職員を2名以上を配置する。なお、管理者として、1名を置く。

ア　専門職員とは、主任相談支援専門員又は相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者とする。ただし、専門職員のうち1名については常勤専従とし、主任相談支援専門員又は相談支援専門員であって、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者とする。

イ　管理者は、業務に支障がない限り他の業務と兼務することができる。

ウ　窓口開設時間内は、原則として最低1名以上の専門職員をセンター事務室内に残し、相談業務等に対応できる体制をとること。

（2）　（1）に掲げる者のほか、委託業務を実施するために必要な職員を配置することができる。

8　業務実施に係る設備等

（1）　本業務を実施するに当たり、受託者は以下の設備等を整備すること。ただし、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じた上で、円滑に業務が実施できる体制が整備されていると市が認めた場合においては、この限りでない。

・　相談者のプライバシーが確保できる相談室を設置すること。
・　センターには、看板を1 つ以上設置し、地域住民及び関係機関等へ周知すること。
・　専用の電話、FAX、電子メールアドレスを使用すること。
・　施錠可能な書類保管庫を設置すること。

（2）　本業務の実施に係る費用（電話料金、光熱水費、インターネット使用料、自動車の燃料費、場所を確保するための事務所借り上げ費用等）は、委託料に含むものとする。

9　提出書類等

（1）　業務開始時（年度当初）

ア　事業計画書

イ　収支予算書

（2）　業務終了時

ア　委託業務完了報告書
イ　実績報告書
ウ　活動報告書
エ　収支決算書
オ　人件費内訳書
カ　精算額一覧表
キ　その他市長が必要と認める書類
（３）毎月（翌月 15 日までに）
ア　実績報告書
イ　活動報告書

１０　経理

本業務に係る経理と他の業務に係る経理とを明確に区別しなければならない。

１１　留意事項

（１）　苦情の対応

利用者等からの苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応すること。また、センターが利用者等からの苦情を受けた場合は、原則として対応した職員がその内容を基に「苦情対応記録票」を作成し、その後の経過についても必要に応じて記録しておくこと。

（２）　事故発生時の対応

利用者に対し、業務の提供により事故が発生した場合、市、当該利用者の家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。また、事故の状況、処置について記録し、市へ報告しなければならない。

（３）　障がい者差別の解消

本業務の実施に当たっては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、障がい者等に対する合理的配慮の提供に努めること。

（４）　公立・中立性

業務の実施に当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。また、適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置を講ずること。

１２　その他

（１）　法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する特定相談支援事業者の指定を受けていること。

（２）　本業務を履行する上で知り得た情報に関して、次の事項を遵守すること。

ア　本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

イ　従業員及び従業員であった者は、本業務の履行に関して知り得た情報を契約期間はもとより、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏らしてはならない。

（３）　本業務の実施に要する経費を利用者から徴収してはならない。

ア　本業務に関する帳簿、記録簿等の関係帳票を実施年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

イ　７「職員配置等」に規定する人員基準を満たさなかった場合は、その期間に応じて委託料を減額する。

ウ　本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市が承諾した場合はこの限りでない。

（４）　受託者は、契約終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、契約期間満了日の６か月前に委託者へ申し出るとともに、委託業務を終了するまでの１か月間において、委託業務を確実に引継ぐための必要な措置を講じなければならない。

（５）　この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、委託者、受託者が協議するものとする。